

令和5年度

南部水道企業団水道事業会計予算書

南部水道企業団

議案第2号

令和5年度南部水道企業団水道事業会計予算

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

令和5年度南部水道企業団水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度南部水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数	29,541 戸
(2)給水人口	74,007 人
(3)年間総配水量	7,991,786 m <sup>3</sup>
(4)一日平均配水量	21,835 m <sup>3</sup>
(5)主要な建設改良事業	
ア 国庫補助事業(沖縄簡易水道等施設整備費)	244,000 千円
イ 送配水施設整備事業	119,410 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益		1,792,564 千円	
第1項 営業収益		1,671,171 千円	
第2項 営業外収益		121,392 千円	
第3項 特別利益		1 千円	
	支	出	
第1款 水道事業費用		1,672,067 千円	
第1項 営業費用		1,625,073 千円	
第2項 営業外費用		41,993 千円	
第3項 特別損失		1 千円	
第4項 予備費		5,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額343,584千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22,116千円、減債積立金88,694千円及び過年度分損益勘定留保資金232,774千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入		133,943 千円	
第1項 企業債		1 千円	
第2項 補助金		122,000 千円	
第3項 その他資本収入		11,941 千円	
第4項 固定資産売却代金		1 千円	
	支	出	
第1款 資本的支出		477,527 千円	
第1項 建設改良費		388,832 千円	
第2項 企業債償還金		88,694 千円	
第3項 その他資本的支出		1 千円	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電算機器等保守料	令和5年度から令和9年度まで	52,075千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

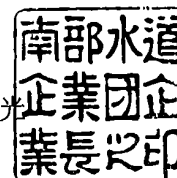
- (1) 職員給与費 201,182 千円
- (2) 交際費 100 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、17,000千円と定める。

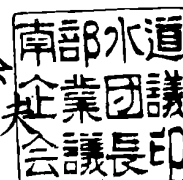
令和5年2月28日 提出

南部水道企業団 企業長 金城 政光



令和5年2月28日

南部水道企業団議会  
議長 神谷 信夫



原案可決